

# 石川県公報

令和5年10月13日

第13650号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		正 誤	
○保安林の指定施業要件の変更予定（森林管理課）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	5
○令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（水産課）	2	○公共測量実施公告（監理課）	5
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）	2	○開発行為に関する工事の完了公告（建築住宅課）	6
		○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告（同）	6
		○令和4.11.30号外第90号中	6

## 告 示

### 石川県告示第398号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年10月13日

石川県知事 馳 浩

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
輪島市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
輪島市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 石川県告示第399号

令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びすめいか）（令和5年石川県告示第115号）の一部を令和5年9月29日に変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年10月13日

石川県知事 馳 浩

変更後		変更前	
第2 くろまぐろ（大型魚）		第2 くろまぐろ（大型魚）	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
25.8トン		26.8トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	21.8トン	石川県定置網漁業	22.8トン
石川県漁船漁業	2.2トン	石川県漁船漁業	2.2トン

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年10月13日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ金沢高柳店

金沢市高柳町ニ55番1 ほか16筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤田 勝幸

東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

（変更後）大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

代表取締役 山本 邦彦

新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ  
代表取締役 野村 弘  
新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号

3 変更の年月日

(1) ア 代表者の変更 令和3年4月1日

イ 名称の変更 令和3年10月1日

(2) 平成25年6月19日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者に変更が生じたため

(2) 小売業を行う者の代表者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和5年9月11日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和5年10月13日から令和6年2月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年2月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット金沢田上店及びセカンドストリート金沢田上店

金沢市田上の里一丁目130番 ほか12筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 久井 大樹

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 変更の年月日

令和5年4月1日

4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和5年9月21日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和5年10月13日から令和6年2月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年2月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ野々市

野々市市三納1丁目77 ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社石橋商店

代表取締役 石橋 隆太郎

金沢市若宮二丁目30番地

ほか8者

(変更後) 森本 義弘

金沢市城南一丁目10-4

ほか8者

3 変更の年月日

令和5年7月28日ほか

4 変更する理由

小売業を行う者の代表者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和5年9月21日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和5年10月13日から令和6年2月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年2月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端西複合施設

金沢市大河端西二丁目31 ほか16筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ITXコミュニケーションズ株式会社

代表取締役 高田 泰司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

ほか4者

(変更後) ITXコミュニケーションズ株式会社

代表取締役 高田 泰司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

ほか4者

3 変更の年月日

令和5年4月1日

4 変更する理由

小売業を行う者の代表者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和5年9月21日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和5年10月13日から令和6年2月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年2月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年10月13日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン小松店

小松市平面町ア69

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)位置 縦覧による。

収容台数 120台

(変更後)位置 縦覧による。

収容台数 120台

3 変更する年月日

令和5年11月1日

4 変更する理由

利便性向上に向けた店舗施設レイアウトの変更のため

5 届出年月日

令和5年9月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和5年10月13日から令和6年2月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年2月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (数 値 図 化)	令和5年8月10日から 同年12月8日まで	白山市山島台～能美郡川北町字壺ツ屋地内

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年10月13日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
(3工区) かほく市七窪ル80番から82番まで、88番、89番、91番1、94番1、95番1、96番から102番まで、103番1、104番1、108番1、111番1、112番から117番まで、118番1、119番1、120番1、121番1、123番1、124番、125番1、125番2、126番から128番まで、128番1、129番、130番、130番1、131番から134番まで、143番3、150番、宇気ワ149番乙及び農道の無籍地の一部	かほく市宇野気ニ81番地 かほく市長 油野 和一郎

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和5年10月13日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字太田ほ38番1から38番10まで	道路 河北郡津幡町字太田ほ38番9	金沢市八日市四丁目308番地 株式会社アイランドホーム

## 正 誤

令和4年11月30日発行の石川県公報号外第90号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
41	政治団体の収支報告書（令和3年分）の要旨の公表	1 収入総額 27,090,000	1 収入総額 38,090,000
		本年收入額 27,090,000	本年收入額 38,090,000
		寄附 6,090,000	寄附 17,090,000
		個人分 100,000	個人分 11,100,000
		米澤 友宏 100,000	米澤 友宏 100,000
		東京都千代田区	東京都千代田区
		小森 卓郎	小森 卓郎 11,000,000
			金沢市